ホテル・旅館等建築物耐震化の促進

【共通・継続】

■ 現 状

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」によりホテル・旅館等の大規模建築物について、耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。

現在、我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、観光立国実現を下支えしているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による耐震改修には多額の費用を要するため、その過重な負担に対する重点的な支援が必要となっております。

■課題

地方自治体は、地震による 建築物の倒壊等被害から住民 等の生命、身体、財産を守る ために、建築物の耐震診断等 に対する財政支援を行うこと としておりますが、耐震化の 一層の促進のためには、その 財源確保が不可欠となってお ります。



洞爺湖温泉街



■要望内容

●耐震改修等に係る予算の確保、国庫補助対象期限の撤廃、地方自治体に対する交付税措置 の拡充などの財政措置を講じること。

■事業効果

- ●不特定多数の方々が利用するホテル・旅館等の耐震化の促進が図られる。
- ●宿泊施設に対する安全性と信頼性の向上が図られる。